

医療観察法病棟では次のような安全対策をおこなっています

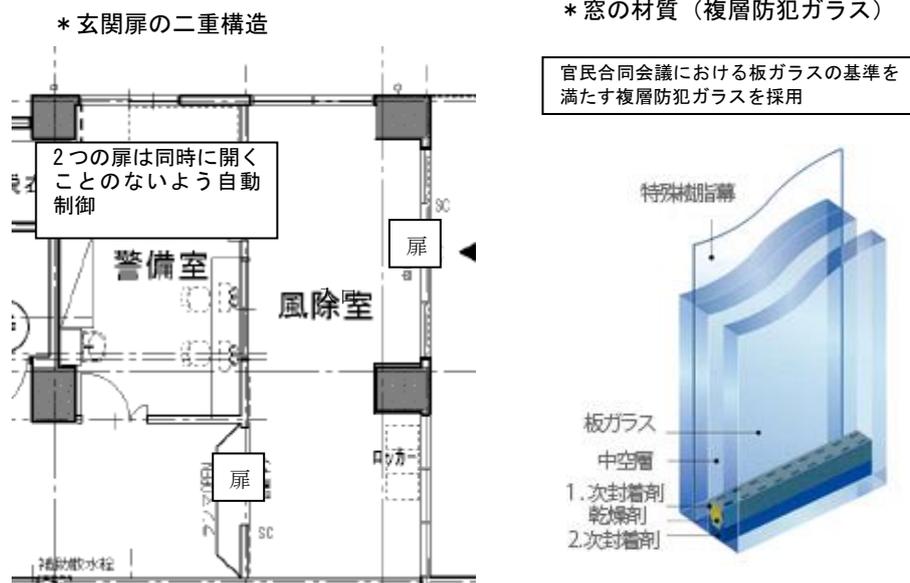
安全対策 Q&A

Q1 施設の安全対策はどのようになっているのですか。

A 病棟の出入り口（玄関）を1箇所にし、二重扉で同時に開かない仕組みになっています。玄関には警備室が設置されており、24時間2名体制で、危険物の持ち込みなどを厳重にチェックします。

また、病室はすべて2階にあり、1階への移動は職員が所持するカードキーがなければ降りられませんし、患者の立ち入るエリアの窓ガラスは複層防犯ガラスで、割れない構造になっているとともに、開放制限をかけています。

そのほか、セキュリティレベルの高い電気錠扉の設置、監視モニターの設置、セキュリティナースの設置、外部フェンスの設置など様々な安全対策を講じています。



Q2 火災が起こったときはどのように避難しますか。

A 建物は、消防法に基づく耐火構造となっていますので、万が一火災が発生してもスプリンクラーなど消火設備が備えられており、また火の手が広がることを防ぐための防火扉、防火壁が設置されているため、基本的には延焼は防げるものと考えています。

しかしながら、場合によっては、火災が拡大する可能性も想定し、対象者や職員を安全に避難させるため、それぞれのゾーン毎に一次避難所、二次避難所、三次避難所、最終避難所を定め、安全に避難をするための経路や避難手順を定めています。

また、消防訓練を年に2回行います。

Q3 東日本大震災のような巨大地震が起こった時はどのように避難しますか。

A 病棟は耐震構造の建物であるため、震度7にも耐えるものとなっています。しかし東日本大震災でも補強された建物が大きく破損した例もあることから、震度5強以上では対象者および職員は避難場所に避難することとします。

また、建物内が危険と判断される場合は、屋外である前庭やピロティに避難します。さらに建物全体が危険であると判断される時は、西側のグラウンドに誘導、避難し、対象者や職員の安全を確保します。

Q4 無断退去発生時の警察との連携はどのようになっていますか。

A 無断退去と判断した時は、その場でセンター職員が直接「110番」で警察に通報します。県警および、最寄りの警察に繋がりますので、無断退去時の状況・GPSの位置情報など情報を伝えます。

さらに、パトカーが現場に臨場した場合はセンター職員が警察官に詳細な情報を提供します。

Q5 警察との連携にあたって、事前の訓練は行いますか。

A これまでから、滋賀県警とは何度も打ち合わせを行っています。また、実際に無断退去が発生した際にも的確に対応できるよう模擬訓練を行っています。

Q6 無断退去が起こったとき、住民への連絡はどのように行うのですか。

A 無断退去が判明した段階で、周辺自治会への連絡が必要と判断した場合は、昼夜を問わず連絡させていただきます。緊急性が無い場合も、早急に周辺自治会へ連絡させていただきます。

Q7 無断退去発生後、対象者が見つかったときはどのように情報を伝えるのですか。

A 搜索の結果、対象者が見つかったときは、警察当局と連携を図りながら、速やかに連れ戻します。また、その状況については速やかに皆さまにも連絡します。

Q8 事故後の原因究明や地元への説明はどのように行うのですか。

A 直ちに事故対策専門委員会を設置し、原因の究明と対応策を協議するとともに、地域連絡会議を開催し、状況を逐次ご説明させていただきます。

全国では過去に無断退去の事例が数件報告されていますが、これらの経験を踏まえ改善策を取

っており、近年に事例はありません。当センターの医療観察法病棟においても他施設の対策を参考に万全の安全対策を講じています。

Q9 院内散歩はどのように行うのですか。

院内散歩を行う場所は、当センターの売店およびグラウンドで、対象者1人に職員2人以上が同行します。

また、安全対策としてGPS付き携帯電話を職員および対象者それぞれが携帯します。